

議案第81号

(仮称) 北上市新中央学校給食センター整備等事業の変更事業契約の締結について

平成30年10月1日に議会の議決を経た(仮称)北上市新中央学校給食センター整備等事業の事業契約に関し、その一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 事業名

(仮称) 北上市新中央学校給食センター整備等事業

2 契約の相手方

岩手県北上市相去町旧舘沢20番地1

株式会社北上さくらスクールランチ

代表取締役 小長谷 淳 一

3 変更契約の内容

契約金額		変更の理由
変更前	変更後	
5,202,631,359円	5,268,487,183円	パン給食の実施決定に伴うパン納入庫の増設及び給水管の引込口径が決定し給水引込工事費に変更が生じたこと並びに消費税率の改正による。

令和元年12月19日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

(仮称)北上市新中央学校給食センター整備等事業として、変更事業契約を締結しようとするものである。

変 更 工 事 概 要

1 事業名

(仮称) 北上市新中央学校給食センター整備等事業

2 事業場所

北上市相去町西裏1番29、30地内

3 変更概要

内 容	変 更 前	変 更 後	摘 要
パン納入庫増設	0 m ²	12m ²	パン給食を実施することとなったためパン納入庫増設工事費増
給水引込工事費負担	口径未定	口径75φ	設計内容精査し、給水引込口径が定まったため引込工事費分増
消費税率改定	8%	10%	施設整備費、開業準備費、運営事業費に係る消費税率改定による増